

第65期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年3月25日（水曜日）

午後1時（受付開始：午後12時30分）

開催場所

ホテルマリナーズコート東京 4階「白鳳」

東京都中央区晴海4-7-28

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

**第2号議案 業績達成条件付新株予約権を
発行する件**

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第65期定時株主総会招集ご通知 1

議決権行使等についてのご案内

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件 3

第2号議案 業績達成条件付新株予約権を発行する件... 9

招集通知提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項 14

2. 会社の状況に関する事項 26

連結計算書類 39

計算書類 42

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告 45

計算書類に係る会計監査報告 46

監査委員会の監査報告 47

株主メモ 48

2020年3月2日

東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX棟14階**スミダコーポレーション株式会社**取締役 兼 代表執行役CEO **八幡 滋行****第65期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年3月25日（水）午後1時（受付開始は午後12時30分）	
2 場 所	東京都中央区晴海4-7-28 ホテルマリナーズコート東京 4階（白鳳）	
3 株主総会の目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第65期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第65期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 業績達成条件付新株予約権を発行する件
4 招集にあたっての決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 議決権行使書またはインターネットによる議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。 インターネットにより議決権行使をされた株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として会社は取扱います。 議決権行使書のご返送は2020年3月24日（火）午後5時までに到着するようにご投函ください。 インターネットによる議決権行使は2020年3月24日（火）午後5時までに行使してください。 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。 	

* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

* 本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

* 株主総会招集ご通知提供書面のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sumida.com>）に掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には、記載していません。会計監査人、監査委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

* 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sumida.com>）に掲載させていただきます。

* 本総会終了後、会社説明会、懇談会等は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申し上げます。

以 上

議決権行使等についてのご案内

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
- ◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送（書面）にて議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年3月24日（火曜日）午後5時到着分まで

電磁的方法（インターネット）にて議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

また、お手持ちのスマートフォン等にて「議決権行使書」に表示されたQRコードを読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権をご行使いただけます。

行使期限 2020年3月24日（火曜日）午後5時まで

- ① 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- ② 携帯電話またはスマートフォンを用いられる場合、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。
- ③ インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。

インターネットによる議決権の行使につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル） 受付時間 午前9時～午後9時

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を申し込まれた場合には、上記のほか、インターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案


取締役9名選任の件

取締役8名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき社外取締役7名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、このうち、佐藤稷治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミハヤエルミュールバイエル氏、宮武雅子氏、梅本龍夫氏の7名が、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。


【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	やわたしげ ゆき 八 幡 滋 行	取締役（取締役会議長）、代表執行役CEO、リスクマネジメント委員会議長	再任
2	さとう じょう じ 佐 藤 稷 治	取締役、監査委員	再任 社外 独立
3	アウヤン パク ホン 歐 陽 伯 康	取締役、指名委員会議長、報酬委員会議長	再任 社外 独立
4	もろ え ゆき ひろ 諸 江 幸 祐	取締役、指名委員、報酬委員	再任 社外 独立
5	かとう あつし 加 藤 厚	取締役、監査委員会議長、リスクマネジメント委員	再任 社外 独立
6	ミハヤエル ミュールバイエル	取締役、指名委員、報酬委員	再任 社外 独立
7	みや たけ まさ こ 宮 武 雅 子	取締役、監査委員、リスクマネジメント委員	再任 社外 独立
8	うめ もと たつ お 梅 本 龍 夫	取締役、監査委員	再任 社外 独立
9	すせき とも はる 栖 関 智 晴	代表執行役社長、リスクマネジメント委員	新任

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 再任	 <p>やわた しげあき 八幡 滋行 (1951年10月28日生) (2019年度) [取締役会への出席状況] 9回中9回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1977年11月 当社入社 1988年3月 当社取締役 1990年3月 当社代表取締役専務 1991年4月 当社代表取締役副社長 1992年3月 当社代表取締役社長 2003年4月 当社取締役、代表執行役CEO(現任) 2005年12月 SUMIDA Holding Germany GmbH(現 SUMIDA Europe GmbH) 代表取締役(現任)</p> <p>(地位および担当) 取締役(取締役会議長)、代表執行役CEO、 リスクマネジメント委員会議長 (重要な兼職の状況) SUMIDA Europe GmbH 代表取締役</p>	0株

《取締役候補者の選任理由》

八幡滋行氏は当社グループの事業経営に携わるとともに、グローバル展開を進める等豊富な経験と実績を有しています。同氏を取締役候補者とした理由は、代表執行役CEOとして当社経営を担っており、電子部品業界に精通した知見をもとに、引き続き取締役会の機能を強化することを期待したためです。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2 再任 社外 独立	 <p>さとう しょうじ 佐藤 穰治 (1953年11月20日生) (2019年度) [取締役会への出席状況] 9回中9回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1982年4月 中央クーパース&ライブランド・アソシエイツ・インク入社 1985年9月 英国クーパース&ライブランド(現 プライスウォーターハウスクーパース) ロンドン事務所 出向 1989年10月 同事務所 パートナー(国際法人税務部門) 1995年7月 同事務所 リードパートナー(ヨーロッパ・中東・アフリカにおけるジャパニーズビジネスグループ) 2002年7月 英国プライスウォーターハウスクーパースセントラルクラスター(ヨーロッパ・中東・アフリカ・インド) ジャパニーズビジネスネットワーク運営委員会議長 2012年5月 プライスウォーターハウスクーパース(株) エグゼクティブ・シニア・ディレクター(グローバルジャパニーズビジネス) 2013年3月 当社社外取締役(現任) 2018年2月 OUE Lippo Healthcare Limited 独立社外取締役、監査・リスク委員(現任)</p> <p>(地位および担当) 取締役、監査委員 (重要な兼職の状況) OUE Lippo Healthcare Limited 独立社外取締役、監査・リスク委員</p>	0株


《社外取締役候補者の選任理由》

佐藤穰治氏は長年にわたりグローバル企業の税務および投資に関するアドバイス実務に携わっており、英国プライスウォーターハウスクーパースにおいてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって7年間で。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	 <p>アウヤン パクホン 歐陽 伯康 (1967年12月24日生) (2019年度) [取締役会への出席状況] 9回中9回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1991年 9月 Computime Group Limited 入社 2002年 9月 同社CEO 2009年11月 Vida Nova Ventures チェアマン 2010年 7月 Touchmedia Co-CEO & エグゼクティブ・ディレクター 2012年12月 Grayhill (Hong Kong) Company Limited 社外取締役 (現任)</p> <p>2013年 3月 当社社外取締役 (現任) 2015年12月 Altis Technology Limited CEO (現任) 2018年 6月 CT Nova Limited 取締役 (現任) 2018年11月 ZADAS Limited 取締役 (現任) 2019年11月 Leverstyle Corporation 非業務執行独立取締役 (現任) 2020年 1月 Computime Group Limited 非業務執行取締役 (現任)</p> <p>(地位および担当) 取締役、指名委員会議長、報酬委員会議長 (重要な兼職の状況) Altis Technology Limited CEO CT Nova Limited 取締役 Leverstyle Corporation 非業務執行独立取締役 Computime Group Limited 非業務執行取締役</p>	0株


《社外取締役候補者の選任理由》

歐陽伯康氏は電制御製品を製造する香港Computime Group Limitedの経営に携わり、現在も中国・香港を中心とするアジア企業での経営・取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験およびアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって7年間です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	 <p>もろえ ゆきひろ 諸江 幸祐 (1955年7月18日生) (2019年度) [取締役会への出席状況] 9回中9回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1985年11月 野村證券(株)入社 1988年 7月 ゴールドマン・サックス証券入社 1998年11月 同社マネージングディレクター 2008年 8月 (株)YUMEキャピタル 代表取締役 (現任) (株)いとほんジャパン 代表取締役 (現任)</p> <p>2009年 6月 オイシックス・ラ・大地(株) 社外監査役 (現任) 2014年 3月 当社社外取締役 (現任) 2018年 9月 (株)ジョイフル本田 社外取締役 (現任)</p> <p>(地位および担当) 取締役、指名委員、報酬委員 (重要な兼職の状況) (株)YUMEキャピタル 代表取締役 (株)いとほんジャパン 代表取締役 オイシックス・ラ・大地(株) 社外監査役 (株)ジョイフル本田 社外取締役</p>	0株

《社外取締役候補者の選任理由》

諸江幸祐氏は長年にわたり金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で経営に携わり、取締役および社外監査役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年間です。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	 <p>かとう あつし 加藤 厚 (1943年4月14日生) (2019年度) [取締役会への出席状況] 9回中9回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1968年 4月 税理士事務所開業 事務所長 1971年 10月 クーパーズ&ライブランド 東京事務所入所 1983年 7月 同事務所パートナー 1984年 7月 合併により、中央監査法人(後の中央青山監査法人、プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム) 代表社員 2001年 7月 企業会計基準委員会(ASBJ) 非常勤委員 2006年 9月 あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人、プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム) 代表社員 2007年 2月 コントロール・ソリューションズインターナショナル(株) 代表取締役社長 2009年 4月 企業会計基準委員会(ASBJ) 常勤委員 2010年 4月 同委員会 常勤副委員長 2013年 4月 公認会計士加藤厚事務所 公認会計士(現任) 2015年 3月 当社社外取締役(現任) 2016年 6月 ユニゾホールディングス(株) 社外監査役(現任)</p> <p>(地位および担当) 取締役、監査委員会議長、リスクマネジメント委員</p> <p>(重要な兼職の状況) 公認会計士加藤厚事務所、公認会計士 ユニゾホールディングス(株) 社外監査役</p>	0株


《社外取締役候補者の選任理由》

加藤厚氏は、長年にわたりグローバル企業の財務、監査、内部統制、IFRS(国際会計基準)等に関するアドバイス実務や活動に携わっており、クーパーズ&ライブランド(C&L)においてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年間です。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	 <p>ミハエル ミュールバイエル (1955年2月22日生) (2019年度) [取締役会への出席状況] 9回中9回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1985年 10月 Daimler AG入社 1994年 4月 同社グループのMTU Friedrichshafen GmbH 財務管理課長 1997年 4月 同社グループのTEMIC TELEFUNKEN Mikroelektronik GmbH エグゼクティブ・バイスプレジデント 1998年 11月 同社グループの米国Mercedes-Benz Credit Corp ニュヨーク事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 1998年 11月 米国Chrysler Financial Corp デトロイト事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 2000年 8月 DaimlerChrysler AG(財務) シニア・バイスプレジデント 2005年 7月 Daimler AG(IR&財務) シニア・バイスプレジデント 2015年 3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(地位および担当) 取締役、指名委員、報酬委員</p>	0株


《社外取締役候補者の選任理由》

ミハエル ミュールバイエル氏は長年にわたりドイツの自動車メーカーのDaimler AGの財務に携わりました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に財務分野において培われた経営者としての知識、経験、自動車・電機業界および欧州・米国市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年間です。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	 <p>再任 社外 独立</p> <p>みやたけ まさこ 宮武 雅子 (1958年8月19日生) (2019年度) [取締役会への出席状況] 7回中7回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1983年4月 チェース・マンハッタン銀行入社 弁護士登録(第二東京弁護士会)2011年留学のため登録抹消、2014年再登録 2002年10月 古賀総合法律事務所入所 2004年6月 西村あさひ法律事務所(旧あさひ狛法律事務所)入所 2014年11月 中野法律事務所入所 2014年11月 文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員(現任) 2015年4月 東京家庭裁判所調停委員(現任) 2018年4月 ブレークモア法律事務所入所(現任) 2018年12月 一般社団法人日本国際紛争解決センター事務局次長(現任) 2019年3月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 慶應義塾大学法科大学院客員教授(現任)</p> <p>(地位および担当) 取締役、監査委員、リスクマネジメント委員 (重要な兼職の状況) 弁護士 ブレークモア法律事務所 パートナー 慶應義塾大学法科大学院客員教授 一般社団法人日本国際紛争解決センター事務局次長</p>	0株


《社外取締役候補者の選任理由》

宮武雅子氏は、長年にわたり国際的な弁護士として豊富な経験を重ね、現在も国際間取引、金融、コーポレートガバナンス、訴訟・仲裁・調停分野において培われた弁護士を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に国際的な取引経験とグローバルな視点にたつた知見に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。なお、同氏について上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	 <p>再任 社外 独立</p> <p>うめもと たつお 梅本 龍夫 (1956年9月14日生) (2019年度) [取締役会への出席状況] 7回中7回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1979年4月 日本電信電話公社(現NTT)入社 1985年8月 ベイ・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 1991年9月 シュローダー・ピーティーヴィー・パートナーズ(株)入社 1995年4月 (株)サザビー(現サザビーリーグ)に転籍 取締役経営企画室長 スターバックス コーヒー ジャパン(株) 立上げ総責任者 [第2創業] (企業再活性) プロジェクト総責任者 2000年より最高企画責任者(チーフ・プランニング・オフィサー: CPO) 2005年1月 有限会社アイグラム設立 代表取締役(現任) 2011年8月 (株)リーグ・ミリオン設立 代表取締役 2015年4月 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 特任教授(現任) 2015年6月 公益財団法人 早川清文学振興財団 評議員 2017年4月 (株)フォーラムエンジニアリング 社外取締役(現任) 2019年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(地位および担当) 取締役、監査委員 (重要な兼職の状況) 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 特任教授 有限会社アイグラム 代表取締役 (株)フォーラムエンジニアリング 社外取締役</p>	0株

《社外取締役候補者の選任理由》

梅本龍夫氏は、長年にわたり経営コンサルタント、経営者として国際的な経験を重ね、スターバックスコーヒージャパンをはじめ、複数の企業を立ち上げ、現在も様々な分野のアドバイザーおよび立教大学大学院の特任教授を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に経営戦略、経営計画、新規事業開発、組織人事、能力開発およびマーケティングやブランディングに関する知見に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	 <p>すせき ともはる 栖関 智晴 (1957年2月18日生)</p>	<p>(略歴)</p> <p>1979年4月 住友電気工業(株)入社 1990年10月 (株)レイケム(現 タイコエレクトロニクスジャパン合同会社)入社 1997年1月 同社取締役 2001年11月 代表取締役 2003年4月 (株)ディーアンドエムホールディングス 執行役 2004年10月 (株)OCC入社 2004年11月 同社代表取締役社長 兼 CEO 2006年9月 同社退任 2006年11月 スミダ電機株式会社入社 2007年1月 同社代表取締役社長 2007年3月 当社執行役COO 2010年9月 当社代表執行役社長(現任) 2012年2月 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役(現任)</p> <p>(地位および担当) 代表執行役社長、リスクマネジメント委員 (重要な兼職の状況) SUMIDA Europe GmbH 代表取締役</p>	20,000株

《取締役候補者の選任理由》

栖関智晴氏は、長年に亘り、外資系を含む大手電気・電子関連企業において事業経営に携わって参りました。当社グループにおいても代表執行役社長を長年務め、経営者として強いリーダーシップを発揮し、事業の拡大と業績の向上に多大な功績を残しました。同氏を取締役候補者とした理由は、取締役会における情報の共有化を図り、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能・監督機能を強化することに貢献することを期待するためです。

- (注) 1. SUMIDA Europe GmbHは当社の子会社であり、当社は当該会社に対し資金の貸付等を行っています。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の佐藤穰治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミハヤエル ミュールバイエル氏、宮武雅子氏および梅本龍夫氏の7名が原案どおり選任された場合は東京証券取引所の定めに基づく独立役員になる予定であります。

八幡滋行氏、佐藤穰治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミハヤエル ミュールバイエル氏、宮武雅子氏および梅本龍夫氏の8名については、スミダグループに対し、取締役として経営の基本方針の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、引き続き取締役として重任をお願いするものであります。また、栖関智晴氏については、スミダグループに対し、取締役として経営の基本方針の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断して新たに取締役をお願いするものであります。

社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約については次のとおりです。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

当社は指名委員会等設置会社です。指名委員会等設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構です。そのため指名委員会等設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会の一層の機能の強化を目指し、取締役の過半数を社外取締役とすることにしており、7名の選任をお願いするものです。

(2) 社外取締役候補者の独立性について

- ① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
- ② 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
- ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は現に当社の社外取締役である佐藤穰治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミハヤエル ミュールバイエル氏、宮武雅子氏および梅本龍夫氏との間で責任限定契約を締結しています。(契約の内容の概要は事業報告の30頁に記載のとおりです。)各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。

業績達成条件付新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役および従業員にストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループが2020年12月期から2022年12月期までの3ヵ年期間における目標の達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社子会社の役職員の意欲および士気を一層向上させることを目的として中期インセンティブプランとして、当社子会社の取締役および従業員に対し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株当たり1円とする新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権は、下記2. (3) 「⑩新株予約権の行使の条件」に定める条件を達成した場合のみその達成の程度に応じて権利行使を可能とするもので、新株予約権の付与対象となる当社子会社の取締役および従業員が業績目標に対してコミットメントを負う内容になっています。

また、新株予約権の行使を受けた時点で当社が自己株式を保有している場合には、新株発行によるものでなく出来る限り自己株式を交付する方針であります。

2. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限ならびに払込みに関する事項

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権の総数は4,500個を上限といたします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式45万株を上限とし、下記(3)

①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の上限数を乗じた数といたします。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権は、無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないことといたします。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株といたします。

なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」といいます。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数

は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものといたします。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）である1円に付与株式数を乗じた金額といたします。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の適切な調整を行うことができるものといたします。

③新株予約権を行使することができる期間

2023年4月1日から2038年3月31日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

⑥新株予約権の取得事由

(ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認

の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議または取締役会決議により委任を受けた当社執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができるものといたします。

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）または下記⑧（オ）に定める権利承継者が権利行使をする前に、下記⑧に定める規定その他の事由により新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

⑦組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限ります。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

(イ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式といたします。

(ウ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定いたします。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（ウ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額といたします。

(オ) 新株予約権の権利行使期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」といいます。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までといたします。

(カ) 新株予約権の行使の条件

下記⑧に準じて決定いたします。

(キ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定いたします。

(ク) 新株予約権の取得に関する事項

上記⑥に準じて決定いたします。

(ケ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」といたします。）による承認を要するものいたします。

⑧新株予約権の行使の条件

- (ア) 新株予約権者は、(i) 当社の2020年12月期から2022年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が80億円以上となり、かつ、(ii) 対象事業年度のうち2事業年度以上において各親会社所有者帰属持分当期利益率が7.5パーセント以上となり、かつ (iii) 2022年12月期の親会社所有者帰属持分当期利益率が10パーセント以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額〈100億円を超える場合は100億円とする。〉の100億円に対する割合をいう。）を乗じて得た個数（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てる。）を限度として新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものいたします。
- (イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。
- (ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。
- (エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までといたします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、要件地位喪失日が権利行使期間の開始日より前である場合、行使することができる新株予約権の個数は、以下の算式に基づき計算されます（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）。

$$\text{行使することができる新株予約権の個数} = \text{上記（ア）の限度個数} \times \frac{\text{割当日から要件地位喪失日までの日数}}{\text{割当日から新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの日数}}$$

(オ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

(カ) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

⑨新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるもの
といたします。

(4) 新株予約権のその他の事項

上記の細目およびその他の新株予約権の募集事項については、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当
社執行役が定めるものといたします。

(ご参考)

当社グループが2020年12月期から2022年12月期までの3ヵ年期間における目標の達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社社会の役職員の意欲および士を一層向上させることを目的とした中期インセンティブプランとして、当社執行役に対しても行使条件等を同様とする新株予約権の発行を予定しております。当社執行役に対する新株予約権は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される新株予約権の公正価格に各執行役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出される金額を新株予約権の払込金額とするものです。なお、報酬委員会において、本議案が承認可決されることを条件として、各執行役に対して当該払込金額と同額の報酬を付与し、各執行役の当社に対する当該報酬請求権と当該払込金額の支払債務とを相殺します。また、執行役の個人別の報酬等の具体的内容として新株予約権の内容を上記2. (3)と同様とします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度は、年間を通して米中貿易摩擦の厳しい状況が続き、世界貿易の減速、設備投資の抑制等世界経済に大きな影を落としました。中国では景気刺激策を出すものの景気減速を止めることが出来ず、欧州では英国のBrexitを巡る混乱に加え、輸出不振等からEU経済の牽引役であるドイツ経済にも陰りが見えました。また、複雑化する中東情勢の緊張、長期化・激化した香港のデモ等、地政学的リスクも重なり、世界経済は先行き不透明感が増しました。

電子部品業界は前連結会計年度末から市況が低迷し、当連結会計年度も米中貿易摩擦激化による景気減速懸念の中、全体的に厳しい状況が続き受注が伸び悩みました。

スマートフォン需要はハイエンド機種の販売低迷や中国系スマートフォンの在庫調整の動きが続きました。欧州、中国等世界的な新車販売の低迷から車載関連の需要も鈍く、景気減速懸念からの設備投資抑制でF A関連や産業機器向け等の電子部品需要も低迷が続きました。

当社グループの当連結会計年度は、前連結会計年度末から減速をはじめた部品需要が当連結会計年度になって回復しませんでした。家電製品関連はスマートフォン関連で新製品の登場もあり、堅調に推移しました。車載関連ではxEV用、特にHEV向けの受注が電装化率の上昇から需要を伸ばしたものの、欧州や中国で新車販売台数の伸び悩みから需要が伸び悩み、業績に大きく影響しました。インダストリー分野は、景気先行き不透明感が高まる中、設備投資抑制の動きが強まりF A機器・産業機器向け等も足踏み状態が続きました。

こうした中、当社グループは中期経営計画の取り組みの中で地域戦略として掲げたインドでのビジネス拡大を目指し、ベンガルールに営業拠点を開設しました。インドでは車載関連（二輪含む）、スマートフォン関連ビジネスの顧客拡大を進めました。

連結会計年度における当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

売上収益面ではスマートフォン関連が堅調だったことから家電製品関連が前期を上回ったものの、車載関連では世界の新車販売台数が伸び悩み、加えて為替市場が円高/ユーロ安で推移したこと等から前期を下回り、インダストリー分野も伸び悩んだことから、当連結会計年度の売上収益は前期比3.3%減の94,283百万円となりました。下半期からEUにおける経費およびコスト削減、アジア地域における生産性向上、銅等原材料価格低減等に加え円高/人民元安の影響等があったものの、セールス・ミックスや受注の伸び悩みによる工場の操業度低下の影響等が大きく、営業利益は同34.2%減の3,543百万円となりました。為替や支払金利等の影響で金融収益/金融費用の純額が1,358百万円のマイナスとなったこともあり、税引前当期利益は同46.2%減の2,184百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同34.6%減の1,582百万円となりました。

(報告セグメントの状況)

当連結会計年度における報告セグメントの状況は次のとおりであります。

1) アジア・パシフィック事業

アジア・パシフィック事業では、車載関連の需要が低迷したものの、スマートフォン関連が堅調であったことから家電製品関連が売上収益を伸ばし、当連結会計年度の売上収益は前期比1.6%増の60,073百万円になりました。セールス・ミックスや操業度低下等の影響で、セグメント利益は同28.6%減の2,651百万円となりました。

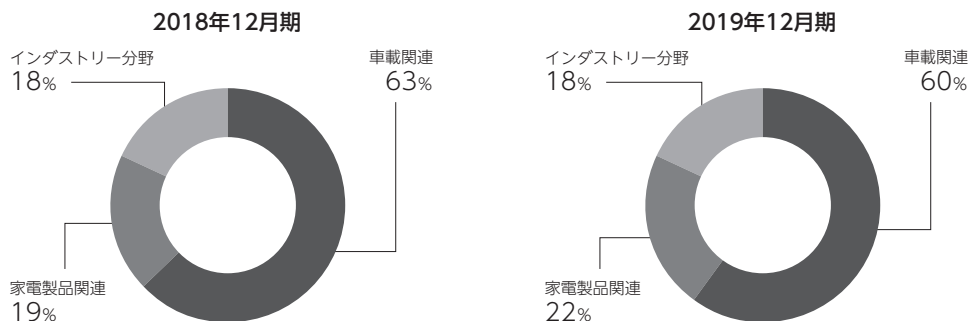
2) EU事業

EU事業では、欧州における新車販売台数が伸び悩む中、車載関連の需要が低迷したことで、当連結会計年度の売上収益は前期比11.0%減の34,210百万円となりました。操業度低下等の影響でセグメント利益は同39.1%減の1,495百万円となりました。

事業区分	売上収益
アジア・パシフィック事業	60,073百万円
EU事業	34,210百万円
合 計	94,283百万円

(ご参考)

市場別売上構成



② 設備投資の状況

当社グループは、生産の合理化と品質向上および需要増加に伴う設備増強ならびに研究開発を強化する目的で継続的に投資を行っています。当連結会計年度は新製品の開発および製造に係る恒常的な投資等に加え、旺盛な需要に対応するために車載関連設備の増強、中国における生産自動化、設備拡充等8,302百万円の設備投資を行っています。

③ 資金調達の状況

1) 貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末日における貸出コミットメント契約の総額、借入実行残高および借入未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメント契約の総額	11,666百万円
借入実行残高	7,979
差引額	3,687百万円

2) マルチカレンシー・コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行5行とマルチカレンシー・コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末日におけるマルチカレンシー・コミットメントラインの契約の総額、借入実行残高および借入未実行残高は次のとおりです。

マルチカレンシー・コミットメントライン契約の総額	5,000百万円
借入実行残高	—
差引額	5,000百万円

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

		第62期 (2016年12月期)		第63期 (2017年12月期)	第64期 (2018年12月期)	第65期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
		日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上高又は売上収益	(百万円)	81,052	81,052	90,153	97,538	94,283
営業利益	(百万円)	5,696	6,270	6,217	5,383	3,543
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	3,087	3,666	4,504	2,420	1,582
1株当たり当期純利益又は基本的1 株当たり当期利益	(円)	133.02	157.97	176.41	90.24	58.36
総資産又は資産合計	(百万円)	67,034	69,007	84,366	94,277	96,561
純資産又は資本合計	(百万円)	19,903	22,022	30,122	35,438	34,593
1株当たり純資産額又は1株当たり 親会社所有者帰属持分	(円)	790.14	888.78	1,069.67	1,250.01	1,216.08
ROE (自己資本利益率又は親会社 所有者帰属持分当期利益率)	(%)	17.3	18.5	18.3	7.8	4.7

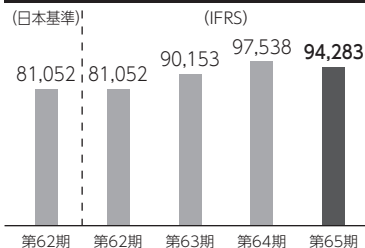
(注) 1. 第63期より国際会計基準 (IFRS) を適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第62期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。

(注) 2. 科目等の表記が日本基準とIFRSで異なる場合は、両方を併記しております。

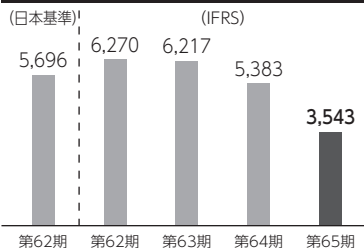
(注) 3. 1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益は、期中平均の発行済株式総数により、1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末現在の発行済株式総数により算出しています。

なお、1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益および1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分の算出に際しては、期中平均の発行済株式総数および期末現在の発行済株式総数から自己株式を控除しています。

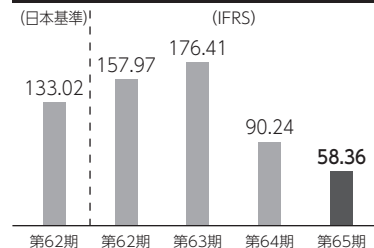
売上高又は売上収益 (単位: 百万円)



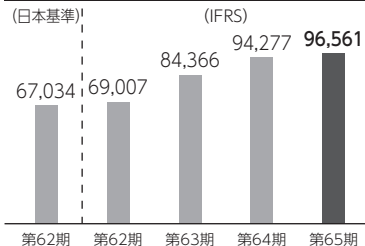
営業利益 (単位: 百万円)



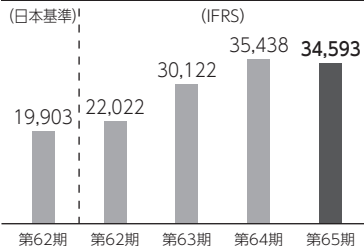
1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益 (単位: 円)



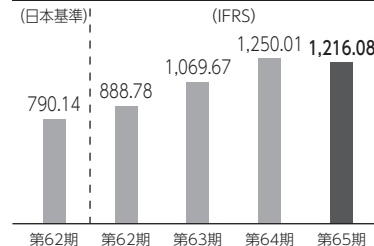
総資産又は資産合計 (単位: 百万円)



純資産又は資本合計 (単位: 百万円)



1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位: 円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
スミダ電機株式会社	460,000 千円	100	コイルの製造・販売・研究開発
スミダコーポレートサービス株式会社	25,000 千円	100	グループ経営統括
スミダパワーテクノロジー株式会社	301,000 千円	100	コイルの製造・販売
東莞勝美達（太平）電機有限公司	305,000 千香港ドル	100 (100)	コイルの製造
SUMIDA ELECTRIC (GUANGXI) CO., LTD.	17,561 千人民元	100 (100)	コイルの製造
Sumida Electric (H. K.) Company Limited	560,000 千香港ドル	100 (100)	コイルの製造・研究開発
SUMIDA TRADING PTE. LTD.	6,000 千シンガポールドル	100	コイルの販売
SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.	6,350 千米ドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED	8,070 千人民元	100 (100)	コイルの販売
TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	30,000 千台湾ドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED	2,000,000 千韓国ウォン	100	コイルの販売
SUMIDA Europe GmbH	25 千ユーロ	100	E U 事業統括
SUMIDA Components GmbH	105 千ユーロ	97.8 (97.8)	コイルの製造・販売
SUMIDA AG	7,344 千ユーロ	97.8 (97.8)	EU事業の中間持株会社
SUMIDA Components & Modules GmbH	25 千ユーロ	97.8 (97.8)	コイルの製造・販売・研究開発
SUMIDA EMS GmbH	25 千ユーロ	97.8 (97.8)	EMSの統括会社
SUMIDA Lehesten GmbH	1,100 千ユーロ	97.8 (97.8)	EMS
SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C.V.	50 千メキシコペソ	72.3 (72.3)	コイルの製造
SUMIDA ROMANIA S. R. L.	3,101 千ユーロ	97.8 (97.8)	コイルの製造
SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.	37,904 千人民元	97.8 (97.8)	コイルの製造・販売
SUMIDA Slovenija, d. o. o.	503 千ユーロ	72.3 (72.3)	コイルの製造
vogtronics GmbH	25 千ユーロ	72.3 (72.3)	コイルの製造・販売
SUMIDA flexible connections GmbH	25 千ユーロ	97.8 (97.8)	フラット・ケーブルの製造・販売

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.	156 キューロ	97.8 (97.8)	フラット・ケーブルの製造・販売
Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd.	205,000 キタイパーツ	100	パワーエレクトロニクス関連コイルの開発・製造・販売
ISMART GLOBAL LIMITED	6,308 キューロ	100	中間持株会社
Sumida Finance B. V.	20 キューロ	100	金融統括会社
SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.	2,000 千米ドル	100	コイルの製造
Sumida Electric (Changde) Co., Ltd.	17,664 千人民元	100 (100)	コイルの製造
Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd.	124,242 千人民元	100 (100)	コイルの製造
Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.	272,807 千人民元	100 (100)	コイルの製造
SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.	4,500 千人民元	97.8 (97.8)	コイルの製造
SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.	3,000 千米ドル	100	コイルの製造
SUMIDA INSURANCE CORPORATION	5,000 千米ドル	100	グループ内保険の統括・管理
SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC.	100 千米ドル	100	中間持株会社
Pontiac Coil, Inc.	21 米ドル	100	コイルの製造・販売・研究開発
Sumida Electric (India) Private Limited	30,000 千インドルピー	100	コイルの販売

(注) 1. 議決権比率の () 内の数字は間接所有比率です。

2. 2019年1月8日にSumida Electric (India) Private Limitedを設立し、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

不安定感強まる世界経済

激しさを増していた米中貿易交渉も昨年末に第一段階の合意があり、最悪期を脱したように見受けられます。とはいえ、米中貿易摩擦が解消されたわけではなく、英国のBrexit後のEUの経済的混乱も予想されます。また、継続する香港のデモや米国とイランの対立等中東情勢の緊張等地政学的リスクに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響も加わり、世界経済は不透明感が増しています。

①中期経営計画の推進

企業価値向上

更なる売上/利益の成長を目指し、対象マーケットおよび製品ラインアップを拡充し、経営基盤の一層の強化を目指します。

(家電製品関連の強化、新規分野への取組み)

車載関連、インダストリー分野を更に成長させる一方で、コイル以外の製品関連市場の強化に取り組み、ビジネス拡大を図ります。また、コイル以外の分野でビジネスラインアップの拡大に取り組み、成長を促進させていきます。

車載関連分野ではEV/HEV、アクチュエータの領域に注力し、車載関連分野の更なる成長を図ります。また、インダストリー分野では、従来から注力してきた産業機器関連、RFID、メディカル/ヘルスケアに加え、新たにIoT分野への取組みを強化します。家電製品関連では従来から注力してきた製品に加え、メタルインダクターの製品ラインアップを見直し、拡販していきます。

(地域戦略)

新たに北米、インドを重点拡大拠点と位置付け、事業機能を拡充させていきます。北米では技術センターの拡充、製造拠点の拡充に取り組んでいきます。インドでは営業拠点の設立を足がかりに、技術サポート拠点、製造拠点の設立を進めていきます。

(製造戦略)

車載関連分野、家電製品関連分野強化を中心に高水準の設備投資を継続していきます。また、グローバル購買体制の一層の強化を図り、購買コストを削減していきます。従来製造拠点では賃金上昇を上回る生産性向上を実現させるため、設備投資を増加させていきます。

(更なる成長に向けて)

スミダグループの行動指針：グローバル、スピード、フォーカス

・グローバル

市場、顧客のみならず、マネージメント、人員構成、製造部門など全ての面でより一層のグローバル化を図っていきます。

・スピード

より迅速な対応および判断ができる機動的組織にしていきます。

・フォーカス

今後も電子部品にフォーカスするとともに、コイル以外の領域でのビジネス拡大を図ります。

(財務)

中期経営計画ステージⅢを支える内部管理、内部統制の仕組みの構築が完了

1. 為替管理
 - (ア) ナチュラルヘッジ 製造と販売の通貨の統一
 - (イ) 香港法人にグループ各社の外国為替エクスポージャーを集約
2. 会計システムの統一
 - (ア) グループ会社ほぼ全社に導入済み
3. 海外グループ会社の内部統制強化
 - (ア) 子会社単位の財務会計数値を業績評価に使わない
 - (イ) ビジネスユニットという子会社を跨いだ管理会計単位で収益性を管理

② コーポレート・ガバナンス体制の強化への継続的な取組み

2003年に経営と監督の分離を明確にするために日本の上場企業第1号で委員会等設置会社に移行しました。また、当社の取締役会は、8名のうち7名が多様な専門知識をもつ社外取締役で、そのうち欧州や中国といったビジネスの比重が高いエリアから2名の外国人取締役および1名の女性取締役がおります。このような取締役会の体制をはじめコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

③ CSR*の追求

CSR (Corporate Social Responsibility) は、引き続き当社の経営の最重要課題の一つです。当社は、より良い社会の形成と企業の持続可能な発展のため、ESGの3つの要素である、環境 (Environment)、社会 (Society)、ガバナンス (Governance) に対する社会の期待や要請に「誠実」、「規律」、「常識」に基づいた事業の遂行により社会的責任を果たしていくとともに、法務・コンプライアンス機能の強化、環境や社会問題への様々な取り組みに努めております。

* 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) を意味する。

当社のCSR情報につきましては、下記URLよりご参照ください。

URL: <https://www.sumida.com/about/index.php?categoryId=5&parentId=369&aboutId=369>

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

事業内容	主要製品
アジア・パシフィック事業	DC/DCコンバータ用トランス、スイッチング電源用トランス、ストロボ用発振トランス、ノイズフィルターコイル、DC/DCコンバータユニット、パワーインダクタ、IFT/RFコイル、キーレスエントリーアンテナコイル、ADSL用モデムトランス、データ用ラインフィルター、アンテナコイル、映像用フィルター、信号用インダクタ、RF-ID、四方弁コイル、CCFL駆動用インバータトランス、ABSコイル、インジェクションコイル、アンテナコイル、センサーコイル、ノイズフィルター、カーエアコン用ソレノイド、高周波トランス、高周波チョークコイル、エッジワイズコイル、スティックコイル、HDD用モーターコイル、低周波トランス、高調波対策リアクタ、リアクトル、コモンモードコイル
EU事業	アンテナコイル、センサーコイル・モジュール、イグニッションコイル・モジュール、ノイズフィルター、xDSLスプリッターモジュール、DC/DCコンバータ用トランス、キーレスエントリーアンテナコイル、Xenonイグナイター、パワーステアリング用制御ユニット、GPSアンテナ、盗難防止用制御ユニット、ディーゼルエンジン用制御ユニット、パワーサプライ、高周波トランス、高周波チョークコイル、エッジワイズコイル、スティックコイル、HDD用モーターコイル、低周波トランス、高調波対策リアクタ、リアクトル、コモンモードコイル

(6) 当社グループの主要拠点等 (2019年12月31日現在)

本社	東京都中央区 (当社)
事業統括	SUMIDA Europe GmbH (ドイツ)、SUMIDA AG (ドイツ)、スミダコーポレートサービス株式会社 (東京都中央区)、Sumida Finance B. V. (オランダ)、SUMIDA INSURANCE CORPORATION (ミクロネシア)、SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC. (米国)
国内営業拠点	スミダ電機株式会社 (東京都中央区、埼玉県さいたま市、神奈川県川崎市、大阪市、名古屋市、宮城県名取市、長野県小諸市)、スミダパワーテクノロジー株式会社 (長野県小諸市)
海外営業拠点	Sumida Electric (H. K.) Company Limited (香港)、SUMIDA TRADING PTE. LTD. (シンガポール)、SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC. (米国)、SUMIDA Components GmbH (ドイツ)、SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED (中国)、SUMIDA Components & Modules GmbH (ドイツ)、vogtronics GmbH (ドイツ)、SUMIDA Lehesten GmbH (ドイツ)、SUMIDA flexible connections GmbH (ドイツ)、SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED (韓国)、TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED (台湾)、Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd. (中国)、Pontiac Coil, Inc. (米国)、Sumida Electric (India) Private Limited (インド)
国内生産拠点	スミダ電機株式会社 (青森県むつ市)、スミダパワーテクノロジー株式会社 (長野県小諸市)
海外生産拠点	Sumida Electric (H. K.) Company Limited (香港)、東莞勝美達 (太平) 電機有限公司 (中国)、SUMIDA Components GmbH (ドイツ)、SUMIDA Components & Modules GmbH (ドイツ)、SUMIDA ROMANIA S. R. L. (ルーマニア)、SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C. V. (メキシコ)、SUMIDA Slovenija, d.o.o. (スロベニア)、SUMIDA Lehesten GmbH (ドイツ)、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd. (中国)、SUMIDA flexible connections GmbH (ドイツ)、SUMIDA ELECTRIC (GUANGXI) CO., LTD. (中国)、Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L. (ルーマニア)、SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD. (ベトナム)、Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd. (中国)、Sumida Electric (Changde) Co., Ltd. (中国)、Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd. (中国)、SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd. (中国)、SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD. (ベトナム)、Pontiac Coil, Inc. (米国)
国内開発拠点	スミダ電機株式会社 (宮城県名取市、東京都中央区、長野県小諸市)
海外開発拠点	Sumida Electric (H. K.) Company Limited (香港)、SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC. (米国)、SUMIDA Components GmbH (ドイツ)、SUMIDA Components & Modules GmbH (ドイツ)、SUMIDA flexible connections GmbH (ドイツ)、Pontiac Coil, Inc. (米国)

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
アジア・パシフィック事業	14,887名	1,867名減
EU事業	3,126名	708名減
全社（共通）	102名	3名減
合 計	18,115名	2,578名減

- (注) 1. 使用人数は就業員数です。
 2. 全社（共通）は本部機能およびサポート機能を持つスミダコーポレートサービス株式会社、Sumida Electric (H. K.) Company Limited およびスミダ電機株式会社のサービス部門に所属している使用人数を記載しています。
 3. 使用人数には委託加工先の使用人数を含めて表示しています。

② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であり、使用人はいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	18,954百万円
株式会社三菱UFJ銀行	8,261
株式会社みずほ銀行	4,332
三井住友信託銀行株式会社	3,477
株式会社りそな銀行	2,255

(9) 資本政策の基本的な方針および剰余金の配当等の決定に関する方針

① 資本政策の基本的な方針

当社は、中期経営計画ステージⅢで目標とする経営指標として株主資本利益率 (ROE: Return On Equity) を設定して、中期計画で掲げる戦略の遂行により利益成長を目指すことに加え、株主資本を有効活用することで企業価値の最大化に努めます。

また、株主の皆様に対する利益還元については、次の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づき、配当による利益の配分を実施することを基本方針としています。

② 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、配当による利益の配分を最優先に考え、連結配当性向25%～30%を勘案した配当を実施することを基本方針としています。

当期の連結業績によっては、当社の基本方針による配当が適切でない場合には、株主資本配当率 (DOE: Dividend On Equity) 等も考慮した上で、剰余金分配可能額の範囲で株主還元の充実を図っていきます。

当社は取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めており、年4回の配当を行うことを基本方針としています。

配当の支払方法につきましては、第1四半期から第3四半期までは四半期毎に決定した金額をお支払いします。また、第4四半期は当期の連結業績を反映させ、上記の配当方針に適応した年間配当額となるように期末配当をお支払いする方針です。

内部留保資金は、財務体質の強化、ならびに将来の成長力の維持のために活用していく方針です。

当事業年度の剰余金の配当は、第1四半期から第3四半期まで各6円をお支払いしました。期末配当については、2月21日に開催した取締役会の決議で1株につき6円となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当の明細は以下のとおりであります。

取締役会決議日	該当四半期	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月7日	第1四半期	162	6.00	2019年3月31日	2019年5月31日
2019年7月31日	第2四半期	162	6.00	2019年6月30日	2019年8月26日
2019年10月30日	第3四半期	162	6.00	2019年9月30日	2019年11月28日
2020年2月21日	第4四半期	162	6.00	2019年12月31日	2020年3月3日

(注) 当社は会社法第459条に基づき、3月31日、6月30日、9月30日、12月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

(10) その他企業集団の現況に関する重要事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 27,444,317株 (自己株式を含む) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 5,840名 |
| ④ 大株主 (自己株式を除く上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,689千株	32.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,941	7.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,334	4.92
ヤワタビル株式会社	1,112	4.10
Yawata Zaidan Limited	959	3.53
GOVERNMENT OF NORWAY	777	2.86
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	669	2.47
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	653	2.41
JUNIPER	572	2.11
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	334	1.23

(注) 持株比率は自己株式 (296,624株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度末日において、該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日において当社執行役3名が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

決議年月日	2018年3月25日 報酬委員会決議	2018年3月25日 報酬委員会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役2名	当社執行役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	同左	同左
株式の数	198,800株	100,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1,218円	1円
新株予約権の行使期間	自 2022年4月1日 至 2026年3月31日	自 2022年4月1日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使の条件	(注) 1.	同左
保有状況	新株予約権の数 1,988個	新株予約権の数 1,008個
	目的となる株式数 198,800株	目的となる株式数 100,800株
	保有者数 2名	保有者数 3名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (ア) 新株予約権者は、(i) 有価証券報告書〔第5 経理の状況 連結財務諸表〕の連結損益計算書に記載される営業利益および「第1 企業の概要 主要な経営指標等の推移」に記載されている親会社所有者帰属持分当期利益率を基礎とし、当社の2018年12月期から2021年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」という。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が80億円以上となり、かつ、(ii) 当社の2019年12月期から2021年12月期までの事業年度における「第1 企業の概況 主要な経営指標等の推移」に記載される各親会社所有者帰属持分当期利益率の平均値が11パーセント以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額（100億円を超える場合は100億円とする。）の100億円に対する割合をいう。）を乗じて得た個数（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てる。）を限度として新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。
- (ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。
- (エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までといたします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。
- (オ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。
- (カ) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

②当事業年度中に職務執行の対価として執行役、従業員等に対して交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および執行役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役兼代表執行役CEO	八幡滋行	取締役会議長 リスクマネジメント委員会議長 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役
取締役 (独立役員)	佐藤穰治	監査委員 OUE Lippo Healthcare Limited 独立社外取締役、監査・リスク委員
取締役 (独立役員)	歐陽伯康	指名委員会議長、報酬委員会議長 Altis Technology Limited CEO CT Nova Limited 取締役 Leverstyle Corporation 非業務執行独立取締役
取締役 (独立役員)	諸江幸祐	指名委員、報酬委員 ㈱YUMEキャピタル 代表取締役 ㈱いとはんジャパン 代表取締役 オイシックス・ラ・大地㈱ 社外監査役 ㈱ジョイフル本田 社外取締役
取締役 (独立役員)	加藤厚	監査委員会議長、リスクマネジメント委員 公認会計士加藤厚事務所 公認会計士 ユニゾホールディングス㈱ 社外監査役
取締役 (独立役員)	ミハエル ミュルハイル	指名委員、報酬委員
取締役 (独立役員)	宮武雅子	監査委員、リスクマネジメント委員 弁護士、ブレイクモア法律事務所 パートナー 慶應義塾大学法科大学院客員教授 一般社団法人日本国際紛争解決センター事務局次長
取締役 (独立役員)	梅本龍夫	監査委員 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 特任教授 有限会社アイグラム 代表取締役 ㈱フォーラムエンジニアリング 社外取締役
代表執行役社長	栖関智晴	リスクマネジメント委員 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役
代表執行役CFO	本多慶行	リスクマネジメント委員 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役 日本マクドナルドホールディングス㈱ 社外監査役

- (注) 1. 取締役佐藤穰治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミハエル ミュルハイル氏、宮武雅子氏および梅本龍夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社は社外取締役の佐藤穰治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミハエル ミュルハイル氏、宮武雅子氏および梅本龍夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は法定委員会（指名、監査および報酬委員会）以外に任意でリスクマネジメント委員会を設置しています。
4. 監査委員の佐藤穰治氏は長年にわたりグローバル企業の税務および投資に関するアドバイス実務に携わり、同委員の梅本龍夫氏は複数の会社で経営に携わっており、また同委員会議長の加藤厚氏は公認会計士であり、企業会計基準委員会常勤副委員長を務める等、

3氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査委員の宮武雅子氏は弁護士であり、国際取引、訴訟およびコンプライアンスに関する法務での相当程度の知見を有しています。

5. 監査委員4氏とも社外取締役であるため、常勤の監査委員を選定しておりません。常勤の監査委員はおりませんが、コーポレートオフィスおよび内部監査部門が当社のみならず当社グループの内部統制を担当し、コンプライアンス、リスクマネジメントの各業務を統括するとともに、内部監査は監査委員会と連係して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

② 当事業年度中に退任した執行役

該当事項はありません。

③ 報酬委員会による取締役および執行役の報酬等の額に係る決定に関する方針

(1) 決定および開示の範囲

報酬委員会が決定および開示する「取締役および執行役が受ける報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬額の総額とし、取締役、執行役に区分して開示する。

(2) 取締役報酬

取締役報酬は、各取締役の役職、職責等を反映し、また経済動向および当社経営環境を考慮して設定する。取締役の報酬は次の2つから構成される。なお、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しない。

1) 基本報酬

取締役としての職責に対する報酬（指名・報酬委員の職責に対する報酬を含む）

2) 監査委員報酬

監査委員としての職責に対する報酬

(3) 執行役報酬

執行役報酬は、業務執行に対するモチベーションの維持・向上を図るため、基本報酬（固定報酬）に加えてインセンティブ報酬（業績連動報酬）を採用している。執行役の報酬は次の5つから構成される。

1) 基本報酬

基本報酬は各執行役の役職、職責、子会社役員の兼任状況を考慮した固定報酬とする。金額は従前の業務実績などを考慮し、また前期報酬実績等との比較衡量を行うことにより決定する。

2) 短期インセンティブ

短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定する。期首に設定した業績目標とグループ全体または担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減する。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合がある。

3) スtock・オプション

中期経営計画の業績達成条件付新株予約権を付与する。

4) 長期インセンティブ

中長期的なモチベーションの維持・向上、人材流出の防止のための報酬として付与する。

5) 年金

退任後の生活安定のために、在任期間等を勘案して、対象となる執行役に公的年金以外に年金拠出金を支払う。

④ 取締役および執行役の当事業年度に係る報酬等の総額 (対象期間：2019年1月1日から2019年12月31日まで)

区分	人員 (人)	基本報酬 (百万円)	短期 インセンティブ (百万円)	長期 インセンティブ (百万円)	年金 (百万円)	合計 (百万円)
執行役	3	136	77	44	13	271
社内取締役	(注)1	-	-	-	-	-
社外取締役	7	38	-	-	-	38
合計	10	175	77	44	13	310

- (注) 1. 当事業年度の人員は、執行役3名、社内取締役1名、社外取締役7名です。執行役3名のうち1名は社内取締役に兼任しています。したがって役員総数は10名です。執行役と社内取締役の兼任者については、取締役報酬を支給していないため、執行役の欄に人員・金額を記載しており、社内取締役の欄には含んでいません。
2. 当社グループの連結報酬額を記載しております。当社グループに係る報酬額は執行役分(3名)が136百万円、社外取締役分(7名)が38百万円です。
3. 短期インセンティブ報酬
当事業年度の連結営業利益目標の達成率に応じて支給額を算出しております。
4. 長期インセンティブ報酬
当事業年度に係る配当金の総額に当社所定の割合を乗じたものを原資とし、翌事業年度に執行役の職位に応じて疑似株式を付与するものです。
5. 社外取締役の基本報酬の欄には、基本報酬、監査委員報酬の合計額を記載しています。
6. 上記報酬の他に、対象となる執行役3名にフリンジ・ベネフィットを総額25百万円(うち当社負担分3百万円)を支払っています。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定できる旨を定めています。当該規定に基づき、当社と社外取締役の7名は責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しています。

⑥ 社外取締役に關する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況
「取締役および執行役の状況」の表に記載のとおりです。当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等の関係はいずれもありません。
- (2) 当社または主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係
- ① 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
 - ② 社外取締役は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

① 社外取締役の出席状況

氏名	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	リスクマネージメント委員会
佐藤 穰 治	9/9	10/10	-	-	-
歐陽 伯 康	9/9	-	6/6	6/6	-
諸江 幸 祐	9/9	-	6/6	6/6	-
加藤 厚	9/9	10/10	-	-	4/4
ミハエルミュールバイエル	9/9	-	6/6	6/6	-
宮武 雅 子	7/7	7/7	-	-	3/4
梅本 龍 夫	7/7	6/7	-	-	-

(注) 当社はリスクマネージメント委員会を設置しております。委員には執行役、監査委員会議長および監査委員が就任しています。宮武氏および梅本氏については、取締役に就任した2019年3月24日以降の出席状況です。

② 各社外取締役の発言状況

イ. 佐藤 穰治氏

取締役会において、主として財務戦略の専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議を主導し、事業報告、計算書類、連結計算書類等の監査を行っています。

ロ. 歐陽 伯康氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。指名委員会において、議長として、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

報酬委員会において、議長として、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から議案審議を主導し、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の方針および額を決定しています。

ハ. 諸江 幸祐氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。指名委員会において、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

報酬委員会において、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

ニ. 加藤 厚氏

取締役会において、主として会計の専門家としての観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、議長として、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

リスクマネージメント委員会において、当社のリスクの洗い出しとリスク回避策の策定に必要な発言を適宜行っています。

ホ. ミハヤエル ミュールバイエル氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。指名委員会において、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。報酬委員会において、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

ヘ. 宮武 雅子氏

取締役会において、主として弁護士観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。リスクマネジメント委員会において、当社のリスクの洗い出しとリスク回避策の策定に必要な発言を適宜行っています。

ト. 梅本 龍夫氏

取締役会において、主として経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

(4) 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 独立性に関する基準または方針

当社において、独立性を有する社外取締役とは、以下のいずれにも該当しない者とします。

1. 現に当社もしくは当社の子会社・関係会社（以下、「スミダグループ」といいます。）の業務執行者の地位にあり、または取締役就任前10年間のいずれかの時期において業務執行者の地位にあった者

「業務執行者」とは、次に掲げる者をいいます。以下同じです。

- イ 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員
- ロ 業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者
- ハ 使用人

2. その配偶者または2親等内の親族が、現にスミダグループの業務執行者の地位にあり、または取締役就任前5年間のいずれかの時期において業務執行者の地位にあった者

3. 当社の主要な株主またはその業務執行者

「主要な株主」とは、直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいいます。

4. スミダグループの主要な取引先またはその業務執行者ならびにスミダグループを主要な取引先とする者またはその業務執行者

「主要な取引先」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、スミダグループとの取引における支払額またはその受取額が、スミダグループまたは取引先の連結売上収益の2%以上を占めている法人等をいいます。

5. スミダグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者（法律、会計または税務の専門家またはコンサルタント等）。多額の金銭その他の財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。

「多額」とは、過去3年間の事業年度のうち、いずれかの事業年度における年間の金銭の支払いその他の財産の給付が500万円を超える場合をいいます（以下同じです。）。

6. スミダグループから、多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者または寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者
7. 前4項に該当する者の配偶者または2親等内の親族
8. その他、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役としての職務遂行に支障を来たす事情を有していると認められる者

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区分	金額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

④ 連結子会社の監査

当社の子会社であるSumida Electric (H.K.) Company Limited、SUMIDA AG等は当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

⑤ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、リース会計および為替管理に関するアドバイザー業務であります。

⑥ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年行います。監査委員会は会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査委員会規則に則り、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定します。

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査委員の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、グループのビジョン、経営の基本原則、コミットメント、行動規範、企業統治原則、環境理念を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しています。代表執行役は、他の執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が当原則に則って職務執行することを確保するため、その遵守状況を監視するシステムを構築します。具体的には次の事項を行います。

- イ. 「スミダの経営に関する諸原則」はイントラネットに日・英・中・独の4ヶ国語で提示して、随時これを確認できるようにし、企業集団全体に周知徹底します。またコーポレートオフィス(*)および内部監査部門は当原則の遵守状況を監視・検証します。
- ロ. コンプライアンスは、コーポレートガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単なる法令の遵守という問題に限定せず、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)をIntegrity(誠実性)、Discipline(規律)、Common Sense(常識)に基づき積極的に果たしていく活動と位置づけ、コーポレートオフィスおよび内部監査部門を中心に企業集団全体の体制整備およびモニタリング活動を行います。
- ハ. コーポレートオフィスおよび内部監査部門は、以上の活動状況を代表執行役および監査委員会に報告します。またその概要を取締役会に報告します。
- ニ. 代表執行役は、コンプライアンスを含め内部統制の有効性を検証し、取締役会に報告します。

(*)コーポレートオフィスは、代表執行役に直属し、リスクマネジメント・オフィス、コンプライアンス・オフィスから構成されています。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表執行役は、職務執行に係る重要情報を情報管理規程や文書管理規程などに従い、情報の重要度、保存期間および保存場所を明確にして集中管理します。取締役は常時閲覧可能とします。

③ 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社グループの取締役は関係会社管理規程に基づき、子会社の財務情報、リスク・コンプライアンスに係る事項、その他重要な事項を当社に定期的に報告します。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表執行役CEOは、リスク管理の最高責任者であるチーフ・リスクマネジメント・オフィサーとして、リスク管理を統括するリスクマネジメント委員会を設置し、その実施機関であるリスクマネジメント・オフィスをコーポレートオフィス内に置きます。リスクマネジメント・オフィスはリスク管理規程を整備するとともに、海外を含むグループの主要事業拠点にリスクマネジメント・モニターを配置、グローバルな観点から、将来予想されるリスクを洗い出し、分析し、リスク対応策を策定・管理します。万一リスクが発生した場合には、損失を最小化するための対応方法を検討します。執行役ならびに当社グループの取締役および使用人はリスク管理規程に従って業務遂行に努めます。コーポレートオフィスおよび内部監査部門は

以上の運用状況を監視・検証し、その状況を代表執行役および監査委員会に報告します。また、その概要を取締役に報告します。

⑤ 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役は「スミダの経営に関する諸原則」に則り、当社グループの妥当な意思決定体制の確保と運用および監視を行うシステムを構築し、経営効率を高めます。具体的には次の事項を行います。

- イ. 代表執行役は、必要に応じて諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分な検討を行います。
 - ロ. 代表執行役は、当社グループの職務権限ならびに妥当な意思決定ルールを制定し、その運用状況を定期的に検証します。
 - ハ. 代表執行役は、当社グループの意思決定事項に係る業務の達成状況を定期的にレビューし、その結果をフィードバックすることを通じて、経営活動・事業遂行の一層の妥当性および効率性を確保します。
- 二. 代表執行役は、当社グループの職務遂行に不可欠な情報の円滑な収集、分析と伝達、および共有と蓄積等を通じ、当社グループの適切かつ迅速な意思決定を確保します。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は純粋持株会社であり、事業は子会社等のグループ会社が行っているため、執行役および当社グループの取締役は常に企業集団全体の統治を念頭に置きその業務を行います。コーポレートオフィスはコンプライアンス、リスクマネージメントの各業務を統括し、内部監査部門は、内部監査をし、その結果を内部監査報告書として、代表執行役および監査委員会に提出します。監査委員会は内部監査部門と連携して監査活動を行います。コーポレートオフィスおよび内部監査部門は当社グループ全体の内部統制を担当します。

⑦ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の執行役からの独立性に関する事項および監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務の補助業務はコーポレートオフィスが担当します。ただし、その人事異動、組織変更、懲戒等の最終決定は監査委員会の承認を得なければなりません。また、監査委員会の職務の補助業務を担当する使用人が監査委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとします。

⑧ 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が監査委員会に報告するための体制ならびに報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表執行役、執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が下記の事項を監査委員会に報告をするためのルールを制定し、監査委員会に報告します。さらに、同ルールにおいて報告者に対して当該報告を理由とする不利益な取扱いの禁止等を定め、周知徹底します。また、その概要を取締役に報告します。

- イ. 会社に著しい損害および利益を及ぼす可能性のある事実
- ロ. 取締役・執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合は、その事実
- ハ. 月次会計資料

- 二. 内部監査報告書類
- ホ. 主要な部門の月次報告書
- へ. その他の重要事項

⑨ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について当社に対して会社法第404条第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 内部監査部門は、年度監査方針・計画の策定にあたって監査委員会と事前協議を行うこととします。また内部監査部門は監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告します。さらに監査委員会は必要に応じて、内部監査部門に追加監査の実施を求めることができます。
- ロ. 会計監査人は、監査委員会に対して期初に監査計画の説明を行い、期中監査の実施状況、期末監査の結果等について監査委員会に報告を行います。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行います。
- ハ. 会計監査人の執行役からの独立性を確保するとともに、必要な監査活動を保証するために、会計監査人の報酬の決定は監査委員会の同意を要します。

⑪ 当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の検証

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において定期的に検証を行います。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

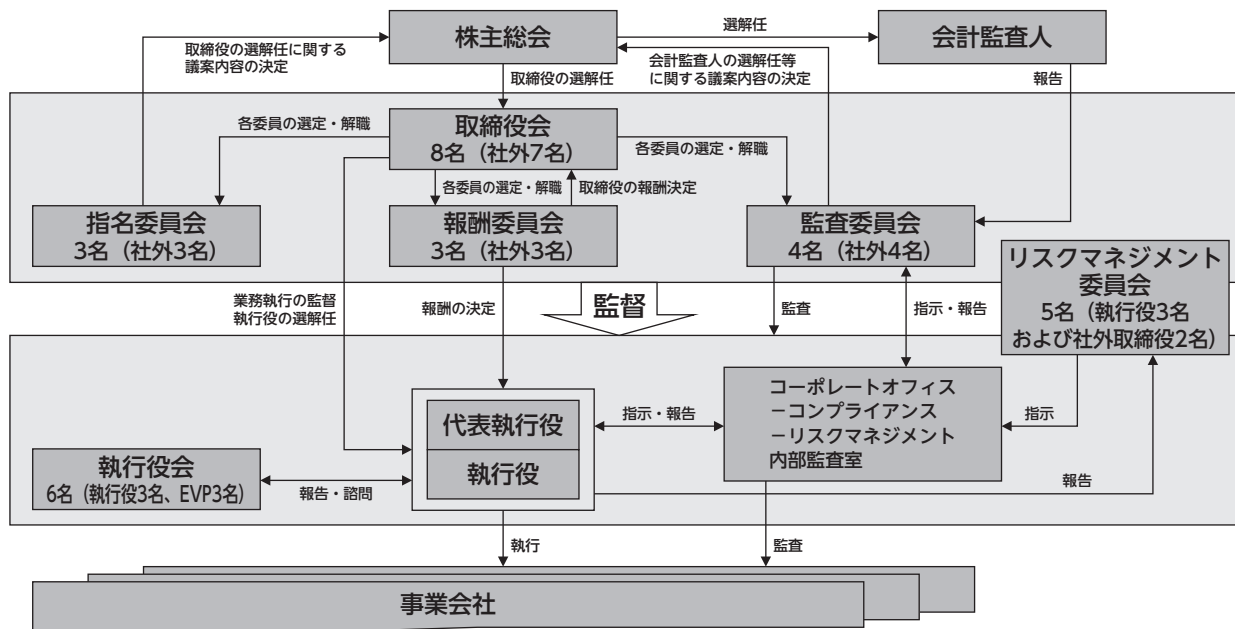
私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する態度を貫きます。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該事業年度において、取締役会は9回開催され、経営の基本方針の策定、所定の法定事項の決定や定期的な業務執行状況のレビュー等を通じて、その監督機能の強化・実践に努めて参りました。指名委員会は6回開催され、取締役候補者の選任基準の策定、取締役候補者の決定を行いました。監査委員会は10回開催され、定期的な決算情報に係る計算書類の作成プロセスの妥当性、内部監査・内部統制体制、情報開示体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等に関する監査を実施し、その結果を取締役に報告しました。報酬委員会は6回開催され、取締役・執行役の報酬決定の方針および個人別の報酬等を決定しました。取締役会の実効性の更なる向上のために当社および取締役会が以下の取り組みを実施することを確認いたしました。

- ・ 戦略的な事項その他の重要な経営課題については、取締役会における審議がさらに充実したものとなるよう審議時間の拡大や事前配布資料の工夫等により提供する情報の質の向上に努めます。
- ・ 社外取締役が当社および当社グループの事業に対する理解をより深めることができるよう、事業やその執行状況に関わる情報提供の在り方を一層工夫します。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制



(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満を切り捨てして表示しています。

連結計算書類<国際会計基準(IFRS)>

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第65期 2019年12月31日現在	(ご参考) 第64期 2018年12月31日現在
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	3,286	4,098
営業債権及びその他の債権	18,826	19,102
棚卸資産	16,877	18,983
その他の流動資産	4,041	4,109
流動資産合計	43,032	46,292
非流動資産		
有形固定資産	35,668	33,754
使用権資産	3,938	—
のれん	4,176	4,266
無形資産	6,151	6,183
金融資産	1,104	1,075
繰延税金資産	2,140	2,225
その他の非流動資産	348	477
非流動資産合計	53,528	47,984
資産合計	96,561	94,277

科目	第65期 2019年12月31日現在	(ご参考) 第64期 2018年12月31日現在
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	10,184	10,392
短期有利子負債	9,303	9,350
1年内返済予定又は償還予定の長期有利子負債	6,367	6,038
1年内返済予定のリース債務	807	152
引当金	128	37
未払法人所得税	393	343
未払費用	2,257	2,669
その他の流動負債	1,188	1,171
流動負債合計	30,630	30,155
非流動負債		
長期有利子負債	23,707	24,280
リース債務	3,462	386
退職給付に係る負債	1,569	1,417
引当金	18	18
繰延税金負債	1,259	1,369
その他の非流動負債	1,318	1,210
非流動負債合計	31,337	28,682
負債合計	61,967	58,838
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	10,150	10,150
資本剰余金	9,898	9,898
その他資本性金融商品	5,000	5,000
利益剰余金	12,322	12,385
新株予約権	48	180
自己株式	△616	△792
その他の包括利益累計額	△3,789	△2,992
親会社の所有者に帰属する持分合計	33,013	33,829
非支配持分	1,579	1,609
資本合計	34,593	35,438
負債及び資本合計	96,561	94,277

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第65期	(ご参考) 第64期
	2019年1月1日から 2019年12月31日まで	2018年1月1日から 2018年12月31日まで
売上収益	94,283	97,538
売上原価	△81,414	△82,229
売上総利益	12,868	15,308
販売費及び一般管理費	△9,330	△9,891
その他の営業収益	85	173
その他の営業費用	△80	△207
営業利益	3,543	5,383
金融収益	27	52
金融費用	△1,385	△1,374
税引前当期利益	2,184	4,061
法人所得税費用	△588	△1,530
当期利益	1,596	2,531
当期利益の帰属		
親会社の所有者	1,582	2,420
非支配持分	13	110

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	その他資本性金融商品	利益剰余金	新株予約権	自己株式
当期首残高	10,150	9,898	5,000	12,385	180	△792
会計方針の変更				△586		
修正後の残高	10,150	9,898	5,000	11,799	180	△792
当期利益				1,582		
その他の包括利益						
当期包括利益合計	-	-	-	1,582	-	-
配当金				△731		
その他資本性金融商品の所有者に対する分配				△202		
自己株式の取得						△0
自己株式の処分		△124			△51	176
自己株式処分差額の振替		124		△124		
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						
株式に基づく報酬取引		△0			△80	
所有者との取引額合計	-	△0	-	△1,059	△131	176
当期末残高	10,150	9,898	5,000	12,322	48	△616

	親会社の所有者に帰属する持分						合 計	非支配持分	資本合計
	その他の包括利益累計額				合 計	合 計			
	確定給付制度の再測定	その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	キャッシュ・フロー・ハッジ	在外営業活動体の換算差額					
当期首残高	△475	41	4	△2,564	△2,992	33,829	1,609	35,438	
会計方針の変更					-	△586		△586	
修正後の残高	△475	41	4	△2,564	△2,992	33,242	1,609	34,851	
当期利益					-	1,582	13	1,596	
その他の包括利益	△127	△0	△84	△583	△796	△796	△43	△839	
当期包括利益合計	△127	△0	△84	△583	△796	786	△29	757	
配当金					-	△731		△731	
その他資本性金融商品の所有者に対する分配					-	△202		△202	
自己株式の取得					-	△0		△0	
自己株式の処分					-	0		0	
自己株式処分差額の振替					-	-		-	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-	-	△0	△0	
株式に基づく報酬取引					-	△80		△80	
所有者との取引額合計	-	-	-	-	-	△1,015	△0	△1,015	
当期末残高	△603	41	△79	△3,147	△3,789	33,013	1,579	34,593	

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第65期 2019年12月31日現在	(ご参考) 第64期 2018年12月31日現在
資産の部		
流動資産	9,936	11,900
現金及び預金	151	955
前払費用	122	124
短期貸付金	9,507	10,591
立替金	133	138
未収入金	18	80
その他	2	9
固定資産	38,438	38,560
有形固定資産	1,320	1,305
建物	809	792
構築物	5	6
工具、器具及び備品	1	2
車両運搬具	0	1
土地	503	503
無形固定資産	20	31
電話加入権	3	3
ソフトウェア	16	28
投資その他の資産	37,097	37,223
関係会社株式	25,834	25,496
長期貸付金	10,287	10,652
長期前払費用	197	309
保険積立金	758	745
その他	20	65
貸倒引当金	—	△44
資産合計	48,374	50,460

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

科目	第65期 2019年12月31日現在	(ご参考) 第64期 2018年12月31日現在
負債の部		
流動負債	6,007	6,505
短期借入金	1,412	881
1年内返済予定の長期借入金	3,708	4,716
未払金	140	78
未払費用	57	87
未払法人税等	13	34
預り金	649	706
その他	25	—
固定負債	19,431	20,233
長期借入金	18,299	19,440
繰延税金負債	992	711
その他	140	81
負債合計	25,439	26,739
純資産の部		
株主資本	22,881	23,501
資本金	10,150	10,150
資本剰余金	9,963	9,963
資本準備金	9,963	9,963
利益剰余金	3,384	4,179
利益準備金	264	264
その他利益剰余金	3,119	3,915
繰越利益剰余金	3,119	3,915
自己株式	△616	△792
評価・換算差額等	5	26
繰延ヘッジ損益	5	26
新株予約権	48	193
純資産合計	22,935	23,721
負債純資産合計	48,374	50,460

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第65期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	(ご参考) 第64期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで
営業収益	1,338	2,125
営業費用	647	984
営業利益	690	1,141
営業外収益	378	373
受取利息	350	311
受取配当金	—	1
有価証券評価益	—	59
その他	28	1
営業外費用	606	371
支払利息	553	310
社債利息	—	0
社債発行費償却	—	0
支払手数料	49	53
為替差損	2	5
その他	1	0
経常利益	462	1,143
税引前当期純利益	462	1,143
法人税、住民税及び事業税	111	1
法人税等調整額	290	458
当期純利益	61	683

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	10,150	9,963	-	9,963	264	3,915	4,179	△792	23,501
当期変動額									
当期純利益						61	61		61
剰余金の配当						△731	△731		△731
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△124	△124				176	51
自己株式処分差損の振替			124	124		△124	△124	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△795	△795	176	△619
当期末残高	10,150	9,963	-	9,963	264	3,119	3,384	△616	22,881

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	26	26	193	23,721
当期変動額				
当期純利益				61
剰余金の配当				△731
自己株式の取得				△0
自己株式の処分			△51	0
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△20	△20	△93	△114
当期変動額合計	△20	△20	△145	△785
当期末残高	5	5	48	22,935

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 昭仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 勝成 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、スミダコーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

スマダコーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 昭仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 勝成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スマダコーポレーション株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第65期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役並びに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役等の職務執行の状況、並びに会社の業務および財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびそれらの附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年2月19日

スミダコーポレーション株式会社 監査委員会

監査委員	加	藤	厚	㊟	
監査委員	佐	藤	穰	治	㊟
監査委員	宮	武	雅	子	㊟
監査委員	梅	本	龍	夫	㊟

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

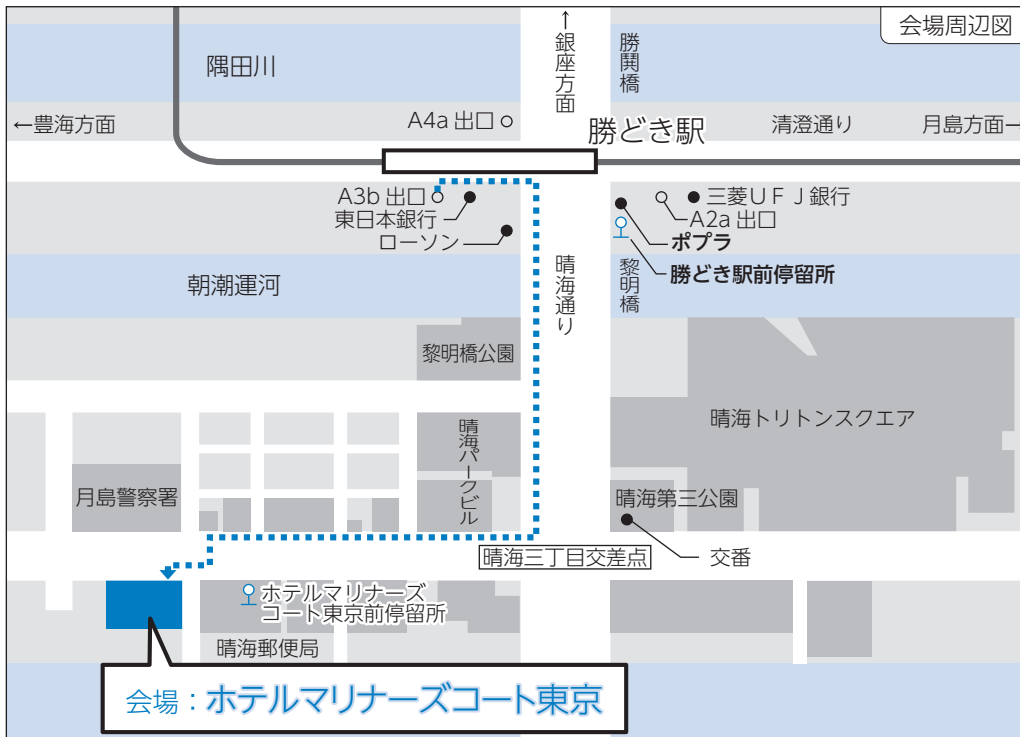
証券コード	6817
事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金配当基準日	3月31日 6月30日 9月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、東京において発行する日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.sumida.com/jpn/investors/koukoku/

(ご注意)

- 株主様の住所変更、買い取り請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)でお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座(*)に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、三菱UFJ信託銀行の証券代行部にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取次いたします。
(*)株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)に預託されていなかった株主様の株式は、当社が株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行に「特別口座」を開設して記録、管理しております。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

定時株主総会 会場ご案内図

ホテルマリナーズコート東京 4階（白鳳）
東京都中央区晴海4-7-28
電話：03-5560-2525



【勝どき駅から徒歩でお越しの場合】

勝どき駅（大江戸線）A3b出口より徒歩約15分（..... 徒歩コース）
勝どき駅出入口工事中のため当日の状況と異なる可能性があります。

【勝どき駅から路線バスでお越しの場合】

行先：「晴海埠頭行き」／下車停留所：「ホテルマリナーズコート東京前」
「勝どき駅前」より約6分（都03、都05-1）

※都05-2系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんのでご注意ください。

※駐車場の用意はいたしておりません。お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。